五　請求者が、特例年金給付、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、廃止前農林共済法若しくは廃止前旧制度農林共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書の記号及び番号（当該年金について請求中である場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した年月日）

六　旧農林共済組合の組合員であった者が、特例年金給付、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、廃止前農林共済法若しくは廃止前旧制度農林共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書の記号及び番号（当該年金について請求中である場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した年月日）

七　旧農林共済組合の組合員であった者の死亡について、その妻である請求者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であってその子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨（当該年金について請求中である場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した年月日）

八　旧農林共済組合の組合員であった者が平成十三年統合法附則第五十一条第一項に規定する退職一時金等を受けた者であるときは、その返還方法

九　払渡機関の名称及び所在地並びに預貯金の口座番号

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　旧農林共済組合の組合員であった者が平成十三年統合法附則第四十六条第一項第一号又は第二号に該当するときは、厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に該当することを証明する書類

二　旧農林共済組合の組合員であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

三　旧農林共済組合の組合員であった者が平成十三年統合法附則第四十六条第一項第二号に該当するときは、初診日を明らかにすることができる書類

四　旧農林共済組合の組合員であった者の遺族の順位を証明するに足る戸籍謄本

五　請求者が、旧農林共済組合の組合員であった者の死亡の当時その者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

六　請求者が、旧農林共済組合の組合員であった者の死亡の当時届出をしていないが組合員であった者と事実上婚姻関係と同様の事情にあったものであるときはその事実を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫であるときは婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものと認められる場合を含む。以下同じ。）をしていないことを、それぞれ証明する書類

七　請求者が、障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫であるときは、障害の状態に関する診断書

八　前項第五号、第六号又は第七号に掲げる場合に該当するときは、それぞれその年金証書の写し（当該年金について請求中である場合には、その事実を証明する書類）